

令和6年第2回定例会（第3号）

令和6年6月5日（水曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第29号 七飯町税条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第30号 七飯中学校長寿命化改修建築主体工事請負契約について
- 日程第 4 議案第31号 七飯中学校長寿命化改修電気設備工事請負契約について
- 日程第 5 議案第32号 七飯中学校長寿命化改修機械設備工事請負契約について
- 日程第 6 議案第33号 除雪ドーザ購入について
- 日程第 7 議案第34号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第35号 令和6年度七飯町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第36号 令和6年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第37号 令和6年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 報告第 3号 令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算不認定の議決を踏まえた措置の報告について
- 日程第12 報告第 4号 令和5年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について
- 日程第13 報告第 5号 令和5年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 報告第 6号 令和5年度七飯町水道事業会計繰越費繰越計算書について
- 日程第15 報告第 7号 令和5年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第16 発議案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第17 発議案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
- 日程第18 発議案第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第19 議員派遣について
- 日程第20 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第21 閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（14名）

議 長	14番	木 下 敏	副 議 長	13番	川 村 主 税
	1番	澤 出 明 宏		2番	神 崎 和 枝
	3番	江 口 勝 幸		4番	青 山 金 助
	5番	川 上 弘 一		6番	佐々木 陵 二
	7番	田 村 敏 郎		8番	稲 垣 明 美
	9番	中 川 友 規		10番	平 松 俊 一
	11番	上 野 武 彦		12番	池 田 誠 悦

○欠席議員（0名）

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第2回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

4番 青 山 金 助 議員

5番 川 上 弘 一 議員

以上2議員を指名いたします。

議会運営委員会報告

○議長（木下 敏） 6月4日開催の議会運営委員会において協議した結果の報告をいたします。

中川友規議会運営委員長。

○議会運営委員長（中川友規） 6月4日開催の議会運営委員会で協議した結果、6月3日に行われた平松俊一議員の一般質問の1問目の再質問において不穏当な発言があったことから、議長の職権においてその部分を取り消すことが決定いたしましたので報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（木下 敏） ただいま議会運営委員長の報告のとおり、6月3日に行われました平松俊一議員の一般質問の1問目の再質問において不穏当な発言がありました。平松俊一議員の了解を得ておりますので、七飯町議会運営例規第103項の規定により、議長の職権において、その部分を取り消すことといたします。

日程第2

○議長（木下 敏） 日程第2 議案第29号七飯町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤恵美子） それでは、議案第29号七飯町税条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

議案関係資料にて説明させていただきますので、資料1ページの資料1、七飯町税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1、改正理由。

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、施行期日が令和6年4月1日以後の部分について、七飯町税条例の一部を改正するものです。

2、改正内容。

（1）個人町民税関係。

公益申託制度の改正に伴い、個人や法人等の財産を社会貢献に活用する公益目的のために支出された当該公益申託事務に関連する寄附金について、寄附金税額控除の対象とするものです。

（2）固定資産税関係。

固定資産税の非課税措置の対象となる法人について、私立学校法の改正に合わせて引用条項を改めるものです。

3、施行期日。

この条例は、上期の各項目について、それぞれ記載された日から施行します。

4、経過措置。

改正後の七飯町税条例における、町民税に関する経過措置については、記載のとおりです。

なお、資料の2ページから4ページには、資料2として新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、簡単ではございますが、七飯町税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第29号七飯町税条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第30号 七飯中学校長寿命化改修
建築主体工事請負契約について

日程第4

議案第31号 七飯中学校長寿命化改修
電気設備工事請負契約について

日程第5

議案第32号 七飯中学校長寿命化改修
機械設備工事請負契約について

○議長（木下 敏） 日程第2 議案第30号七飯中学校長寿命化改修建築主体工事請負契約について、日程第4 議案第31号七飯中学校長寿命化改修電気設備工事請負契約について、日程第5 議案第32号七飯中学校長寿命化改修機械設備工事請負契約について、以上3件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（磯場嘉和） それでは、議案第30号七飯中学校長寿命化改修建築主体工事請負契約について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、七飯中学校長寿命化改修建築主体工事の請負契約を次のとおり締結するため、議会の議決を求めるもので

ございます。

記といたしまして、1、契約の目的は、七飯中学校長寿命化改修建築主体工事。

校舎棟、鉄筋コンクリート造3階建て。延べ床面積4,918.82平方メートル。渡り廊下、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積99.70平方メートル。屋体棟、鉄骨造平屋建て、延べ床面積1,285.00平方メートル。

2、契約の方法は、制限付一般競争入札。

3、契約金額は13億8,930万円。

4、契約の相手方は、鈴木・カワマタ特定建設工事共同企業体、代表者、亀田郡七飯町字大沼町746番地、株式会社鈴木事業所、代表取締役、鈴木進氏でございます。

次のページをお開き願います。

工事関係図面になります。1枚目は配置図でございます。次のページからは、各階平面図、校舎棟、屋体棟の立面図を添付してございます。

なお、議案関係資料の5ページに資料3、七飯中学校長寿命化改修建築主体工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので御参照願います。

続いて、議案31号七飯中学校長寿命化改修電気設備工事請負契約について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、七飯中学校長寿命化改修電気設備工事の請負契約を次のとおり契約するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的は、七飯中学校長寿命化改修電気設備工事。

校舎棟、鉄筋コンクリート造3階建て。延べ床面積4,918.82平方メートル。渡り廊下、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積99.70平方メートル。屋体棟、鉄骨造平屋建て、延べ床面積1,285.00平方メートル。

2、契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

3、契約金額は1億8,700万円。

4、契約の相手方は、道富士・中・松田特定建設工事共同企業体、代表者、札幌市中央区大通東7丁目12番9号、北海道富士電機株式会社、取締役社長、谷村修氏でございます。

図面は、議案第30号の添付図面と同様でございます。

なお、議案関係資料の6ページ、資料4に七飯中学校長寿命化改修電気設備工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので御参照願います。

続いて、議案32号七飯中学校長寿命化改修機械設備工事請負契約について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、七飯中学校長寿命化改修機械設備工事の請負契約を次のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的は、七飯中学校長寿命化改修機械設備工事。

校舎棟、鉄筋コンクリート造3階建て。延べ床面積4,918.82平方メートル。渡り廊下、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積99.70平方メートル。屋体棟、鉄骨造平屋建て、延べ床面積1,285.00平方メートル。

2、契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

3、契約金額は2億6,400万円。

4、契約の相手方は、池田・石岡・久慈特定建設工事共同企業体、代表者、亀田郡七飯町鳴川2丁目21番16号、池田煖房工業株式会社七飯営業所所長、並木圭氏でございます。

図面は、議案第30号の添付図面と同様でございます。

なお、議案関係資料7ページ、資料5に、七飯中学校長寿命化改修機械設備工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので御参照願います。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。

議決いただきますよう、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、議案第30号、議案第31号、議案第32号、以上3件について一括して質疑を許します。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 総額20億円に近い工事なのですが、極めて簡単な説明だったので、少しお尋ねをしたいのですが、31号電気設備工事が1億9,000万円近くある。この契約の目的と

か、この文章は、躯体の工事と同じものが設備工事に対しても書かれています。例えば電気工事であれば、何を直してという説明文が必要ですし、設備であれば、同じように、何を取り替えるのか、新設するのか、こういう説明がなければ、ただ単に躯体の数字が並んで、契約金がこうですというだけでは説明になっていないのではないかと思います。

それと、添付の図面ですけれども、これも全部躯体の平面図だとかといったことで、例えば設備の表、どういったものが使われているとか、そういうものを添付すべきではないですか。これだけで、これだけ大きい金額を認めてくれというのは、私個人としては納得ができないと思うのです。

それともう1点ですが、入札の経緯、結果、いずれも2者だけの入札と。今いろいろ建築業界は大変で、入札に参加するのも、業者の数を集めるのが大変なのかもしれませんけれども、例えば大中山小学校の頃でしたら、9者とか10者とかが入札に参加していた。それから見ればえらい少ないなというのがあります。こういうものに対しての評価、どういうふうと考えていらっしゃるのか。

それと、入札の結果の中に加算点というのがあります。何となくは分かるのです。地元の業者を優先するようにするための加算点ですが、この三つの入札の加算点についての各社の説明、全部で6項目、お願ひをしたいと思います。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第30号、議案第31号、議案第32号の質疑に対しましての答弁より入ります。

教育総務課長。

○教育総務課長（磯場嘉和） 貴重なお時間を費やして申し訳ございませんでした。

それでは、平松議員の質問に対して御答弁申し上げます。

まず、工事の概要についてでございますが、3月の予算審査特別委員会において提案説明を、詳細に資料をつけまして御説明しておりまして、その資料のとおりに入札を行っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、入札の業者の競争の原理等のお話でございますけれども、今回の工事については、3本とも全道、道内に門戸を広げて一般競争入札をかけておりますので、競争の原理は働いているということで御理解いただければと思います。

最後に、各業者の加算点について読み上げさせていただきます。

まず、建築主体工事につきまして、分類としては、施工計画について、A社3点、B社4点。それから、企業の工事实績の中でも、過去5年間の工事の成績の平均点ということで、A社ゼロ点、B社3点、それからISOの取得というところで、A社ゼロ点、B社ゼロ点。それから、配置予定の技術者のところで、主任技術者の資格ということで、A社2点、B社2点。それから、地域の精通度というところで、本店、また支店、営業所の所在ということで、A社ゼロ点、B社3点。それから、過去5年間の町内での施工実績ということで、A社ゼロ点、B社1点。七飯町との災害協定の有無という項目で、A社ゼロ点、B社1点。それから、過去2か年の町内でのボランティア活動の有無ということで、A社ゼロ点、B社1点。それから、七飯町内の従業員数ということで、A社ゼロ点、B社2点。それから、労働福祉という項目で、A社ゼロ点、B社1点。合計でA社5点、B社18点となっております。

次に、電気設備工事についても、同様に施工計画については、A社2点、B社1点。過去5年間の工事の平均については、A社3点、B社ゼロ点。ISOの項目については、各社とも1点。それから、主任技術者の資格についても、各会社とも2点。それから、本店・支店の営業所の所在地については、A社3点、B社ゼロ点。過去5か年の町内での実績については、A社1点、B社ゼロ点。七飯町との災害協定の有無については、A社1点、B社ゼロ点。過去2か年の町内でのボランティア活動については、A社1点、B社ゼロ点。

七飯町の従業員数については、A社2点、B社ゼロ点。労働福祉については、A社1点、B社1点ということで、合計、A社17点、B社5点。

最後に、機械設備でございますけれども、施工計画について、A社ゼロ点、B社3点。工事の実績、過去5か年の実績については、A社ゼロ点、B社1点。ISOについては、A社0.5点、B社1点。主任技術者の配置については、各社とも2点。次に、本店の営業所の所在地については、A社ゼロ点、B社3点。過去5か年の町内での施工実績については、A社ゼロ点、B社1点。災害協定の有無については、A社ゼロ点、B社1点。2か年のボランティアの活動については、A社ゼロ点、B社1点。町内の従業員数について、A社ゼロ点、B社2点。最後に、労働福祉について、A社、B社共に1点。合計でA社3.5点、B社16点となっております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 平松俊一議員。

○10番(平松俊一) ありがとうございます。

予算審査特別委員会の中で、確かに資料はいただいていた。でもね、やはり入札をこういう結果で済ませましたという内容、例えば工事概要、3件とも全部同じ工事の概要。建物を書いたって、結局、電気設備だ、機械の設備だという概要は何も書いていないです。失礼ですけども、ちょっと真剣みが足りないと思います。これだけのお金を執行して、町民に負担をかけるという言い方は変かもしれませんけれども、町民の了解をもらうということですから、そのお金の内容がちゃんと分かるものを最低限つけるべきだと。

建築主体は図面がついていますけれども、ほか2件はついていない。先ほども言いましたけれども、せめて仕様書くらい添付をすると。前に説明した内容と違っていませんと、同じものが採用されていますと、そういう配慮が必要ではないかと思えます。

少なくとも競争入札というのは、やはり2者というのは、競争といえば競争なのでしょうけれども、最近は少なくなりましたけれども、昔は3者集まらないと入札しないという自治体もあったのです。年から年中ではないですけども、その案

件によっては、だからそういうこともきちんと町民に示すべきだと思いますので、加算点のことも聞きました。少なくとも、今の加算点の説明であれば、競争にならない相手が入札の相手ということですので、もう少し競争になるような、本来であれば相手がエントリーしてくれるといいのですが、それは、出てこないうちはしようがない話ですから、これは理事者が責めるわけにいきませんけれども、もう少し町民に知らせる、そういう配慮をしっかりとやっていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（磯場嘉和） 平松議員の御意見も承りました。今後内部でも検討させていただきたいと思います。

また、競争の原理につきましては、広く道内に公告しておりますので、競争の原理は働いていると担当では思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

討論、採決については、1件ごとに行います。

まず初めに、議案第30号七飯中学校長寿命化改修建築主体工事請負契約について、討論を許します。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 七飯中学校長寿命化工事につきましては、私、一般質問の中でも取り上げてまして、要するに優先度の問題でいえば、優先すべきではないという論議をしております。

今回も七飯中学校の長寿命化工事の予算が計上されておりますけれども、これに関しては、優先度でいえば、まずスポーツセンター、築51年で耐震性がない危険な建物になっている。

それから、図書室は、本町の地域センターで、もう既に築54年を過ぎた危険な建物に図書室が入っている。それを出るといようなことではなくて、図書室に関してはもう既に24年、5年という間、図書館のない町になってきた七飯町に

とって、優先して建てるのは図書館ではないかという論戦をしております。そういったことから言いますと、この中学校の長寿化工事、これをそれに先駆けてやるというのは反対をせざるを得ないということで反対をいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第30号七飯中学校長寿命化改修建築主体工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号七飯中学校長寿命化改修電気設備工事請負契約について、討論を許します。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） これにつきましても、前回の30号と同じ内容で、優先度を考えますと、図書館やスポーツセンターのほうが優先度が高いのではないかという理由で反対をいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第31号七飯中学校長寿命化改修電気設備工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号七飯中学校長寿命化改修機械設備工事請負契約について、討論を許します。

上野武彦議員。

○11番（上野武彦） 議案第32号についても、30号、31号と同じ理由で、優先度という立場からしますと、スポーツセンター、そして図書室を図書館にする事業のほうが優先すべきではないかということで反対をいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第32号七飯中学校長寿化改修機械設備工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第33号 除雪ドーザ購入について

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第33号除雪ドーザ購入についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（松本博和） それでは、議案第33号除雪ドーザ購入について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、除雪ドーザを次のとおり購入することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしましては、1、財産の名称及び数量。

（1）財産の名称は、除雪ドーザ8トン級。

（2）数量は、1台。

2、契約の方法は、指名競争入札。

3、契約金額は1,790万8,000円。

4、契約の相手方は、北広島市大曲工業団地1丁目6番地、コマツカスタマーサポート株式会社、北海道カンパニー社長、末網孝司氏でございます。

なお、議案関係資料8ページ、資料6に除雪ドーザ購入の入札の経緯と結果を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第33号除雪ドーザ購入についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第34号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第34号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、議案第34号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につきまして、提案説明を申し上げます。

改正する内容につきましては、お手元に配付されております議案関係資料の9ページ、資料7、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の概要を御覧願います。

1の変更理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要が生じたことから、この変更の協議につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

2の改正内容といたしまして、広域連合の処理する事務を定める第4条の規定を改め文のとおり全部改正いたします。

併せて、別表第1を削り、別表に改めます。

3の施行期日といたしまして、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による、北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

新旧対照表につきましては、次の10ページ、資料8に添付してございますので御参照願います。

提案説明は、以上でございます。

御審議のほどよろしく願います。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第34号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第35号 令和6年度七飯町一般会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第8 議案第35号令和6年度七飯町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財務課長（青山栄久雄） それでは、議案第35号令和6年度七飯町一般会計補正予算（第2号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算（第2号）ですが、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7,824万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ137億4,920万2,000円とする補正予算と、第2条は、地方債の追加に

ついて、第2表に定めるものでございます。

初めに、歳出から御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

今回、提案します補正予算の概要となりますが、主なものとしまして、1点目は、政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税を減税する定額減税に伴い、減税し切れない納税義務者に対し、その差額分を調整の上支給する給付金事業の追加。

2点目は、同じく政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得者支援として、令和5年度において低所得世帯支援給付金の対象とならなかった住民税課税世帯のうち、令和6年度で非課税または均等割課税となる世帯に対して支給する給付金及び当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たりに対して給付金を加算する事業の追加。

3点目は、社会福祉法人が町内大川地区に建設する認定こども園と、同じく大沼地区に建設する保育所放課後児童施設の2か所の整備費に対する国、北海道及び町の建設補助金を合算して交付する事業の追加。

最後に、町内の各小中学校等に冷房設備を設置する学校空調設備整備事業について、現時点では当該事業の実施設計を行っているところでありますが、そのうち既に設計の一部が完了した藤城小学校の空調設備を整備するための事業費をこのたびの補正予算に追加するものが主な内容となっております。

それでは最初に、2款総務費1項5目財産管理費の町有建物予防保全等調査費は、町の公共施設である建物を計画的に修繕または長寿化改修等を検討するため、令和6年度は、役場庁舎の建物内外及び電気機械設備の現状を把握するための基礎調査費に594万円を追加。

9目自治振興費の地域防犯灯対策費は、各町内に電気料金の負担を助成する街灯維持費助成金が当初想定した予算額を上回る見込みのため180万円を追加。

2項1目税務総務費の定額減税調整給付事業費

は、冒頭で説明しましたが、定額減税し切れない方を対象に支給する定額減税調整給付金に2億6,000万円を計上し、その事務費に373万7,000円を合わせ2億6,373万7,000円を追加。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、住民基本台帳ネットワークシステムの機器等が更新時期を迎え、併せて機器の仕様も改定されることから、システム機器等購入費に413万8,000円を追加。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費の低所得世帯支援給付金事業費（子ども加算分）は、令和6年度の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の子供1人当たりに対し5万円を支給する事業に450万円を追加。下段の低所得世帯支援給付金事業費も同様に、令和6年度の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対して10万円を支給する事業で、給付金及びその事務費を合わせ7,630万6,000円を追加。

13ページに移りまして、2項1目児童福祉総務費の児童福祉総務費は、社会福祉法人が町内に建設する認定こども園及び保育所放課後児童施設の整備費に対する建設補助金として、合わせて3億8,930万1,000円を追加。下段の児童手当支給費は、本年10月分以降から実施される児童手当支給対象者の延長及び支給額の拡大により、児童手当制度の抜本的拡大に対応するため、システム改修費に120万2,000円を追加。

次に、4款衛生費1項2目予防費の成人保健疾病予防等対策費は、令和6年秋から定期接種となる新型コロナウイルスワクチン接種事業について、当初、国が示したワクチン価格と実勢のメーカー小売価格に差が生じており、超過する小売価格との単価差分8,300円について国が助成することとなったため、増額分として、ワクチン接種委託料に2,075万円を追加。

3目環境衛生費の火葬場及び墓地管理費は、火葬炉のオイルギアポンプに不具合が生じ、早急に修繕をする必要があることから、施設修繕料に84万7,000円を追加。

4目環境保全対策費の生活環境対策事業費は、

特定空き家等解体事業補助金及び合併処理浄化槽設置整備補助金について、当初想定した予定件数に迫る申請があり、今後の対応分として、合わせて336万円を追加。

5目保健センター管理費は、保健センター内の課の配置外により、電話回線を増設し、その電話料及び専用回線通信料に、合わせて22万5,000円を追加。

次に、6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、現在、地域計画の策定に向け、農業経営に関する意向調査等を進めておりますが、さらに策定事務の迅速化を図るため、目標地図の作成に要する委託料に306万7,000円追加。

4目農地費の土地改良総務費は、15ページに移りまして、令和6年度の多面的機能支払事業補助金について、北海道から交付決定があったことから、その事業の消耗品費及び補助金を合わせ6,959万9,000円を追加。

2項1目林業費は、大沼森林公園内にある杉風館の男子便器が故障したことから、施設修繕料に31万4,000円を追加。

次に、8款土木費5項1目住宅管理費の公営住宅管理費は、現在、解体工事を行っている旧緑町団地の跡地を整備するため、用地確定測量に157万3,000円を追加。

次に、9款消防費1項1目消防施設費は、5月27日に開催されました南渡島消防事務組合議会の補正予算において、組合負担金の減額が議決されたことから、同額の590万円を減額。

次に、10款教育費2項1目学校管理費の校舎等営繕費（小学校）は、町内の各小中学校等に冷房設備を早急に設置するため、既に設計の一部が完了した藤城小学校から先行して整備するための空調設備設置工事に3,738万9,000円を追加。

最後に、5項2目学校給食費の学校給食センター運営費は、デジタルばかりが故障し、修繕の見込みが立たないことから、調理用備品購入費に9万8,000円を追加するものでございます。

続きまして、7ページの歳入にお戻り願います。

1 款 1 項 1 目町民税の個人所得割は、本年 8 月から順次給付を開始する定額減税調整給付金に伴う七飯町個人住民税の減収分として 1 億 1,070 万 6,000 円を減額。

2 項 1 目固定資産税は、令和 6 年度の固定資産税評価替実施による減収分を見込み、当初調整した予算額に対し、評価替え後の当初調定額が予算額よりも増加する見込みから、家屋分で 2,100 万円、償却資産分で 900 万円を追加。

9 款 1 項 1 目地方特例交付金は、個人住民税の定額減税に伴う町の減収分を補填するため、全額国から交付される定額減税減収補填特例交付金に、個人所得割の減収分と同額の 1 億 1,070 万 6,000 円を追加。

1 4 款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金は、令和 5 年度の保育所及び認定こども園等の運営に要する国からの負担金が、実績報告により交付額が確定し、受入済額との差額分が追加交付される見込みから、子供のための教育・保育給付費負担金前年度精算交付分として 1,723 万 2,000 円を追加。

2 項 1 目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する低所得世帯支援給付金事業、定額減税調整給付事業の財源として、合わせて 3 億 4,454 万 3,000 円を追加。

2 目民生費国庫補助金は、社会福祉法人が町内大川地区に建設する認定こども園の整備費に対する国からの補助として、就学前教育・保育施設整備交付金に 1 億 9,791 万 8,000 円を追加。同じく、社会福祉法人が町内大沼地区に建設する放課後児童施設の整備費に対する国からの補助として、子ども・子育て支援施設整備交付金に 694 万 4,000 円を追加。児童手当制度の抜本的拡充に伴うシステム改修分として、児童手当制度改正実施円活化事業補助金に 120 万 2,000 円を追加。

3 目衛生費国庫補助金は、特定空き家等解体事業補助金の国庫補助分として、社会資本整備総合交付金に 50 万円を追加。合併処理浄化槽設置整備補助金の国庫補助分として、循環型社会形成推進交付金に 57 万 6,000 円を追加。

6 目教育費国庫補助金は、藤城小学校の空調設備設置工事の国庫補助分として、学校施設環境改善交付金に 897 万 1,000 円を追加。

1 5 款道支出金 1 項 1 目民生費道負担金は、民生費国庫負担金の増額補正で説明した同様の理由により、子どものための教育・保育給付費負担金前年度精算交付分として 887 万 7,000 円を追加。

2 項 2 目民生費道補助金は、大沼地区の保育所整備に対する北海道の補助として、子育て支援対策事業費補助金、安心こども基金に 4,761 万 2,000 円を追加。大沼町区の保育所整備に併せ、併設して建設する放課後児童施設学童保育クラブの整備費に対する北海道からの補助として、子ども・子育て支援施設整備交付金に 694 万 4,000 円を追加。

9 ページに移りまして、4 目農林水産業費道補助金は、北海道多面的機能支払事業補助金に 5,261 万 3,000 円を追加。地域計画策定推進緊急対策事業補助金に 306 万 7,000 円を追加。

1 9 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金として、今回の補正予算の収支調整分として 569 万 7,000 円を追加。

2 0 款諸収入 5 項 4 目雑人は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化による国からのワクチン費用の助成として、国が承認する基金管理団体から助成金が交付されることから、諸収入に計上し、新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金に 2,075 万円を追加。

2 1 款町債 1 項 5 目教育債は、藤城小学校の空調設備整備事業債として 2,120 万円を追加。

8 目民生債は、社会福祉法人が建設する認定こども園及び保育所、放課後児童施設の整備費に対し、町が負担する建設補助金に町債を充当することができることから、施設整備の事業債として、合わせて 1 億 360 万円を追加いたします。

最後に、この町債の追加に伴う地方債補正の説明といたしまして、3 ページにお戻り願います。

第 2 表の地方債補正でございます。追加となるのは、義務教育施設空調設備整備事業で、限度額を 2,120 万円に、次に、認定こども園整備費

補助事業の限度額を7,910万円に、最後に、保育所、放課後児童施設整備費補助事業の限度額を2,450万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、議案に記載のとおりでございます。

提案説明は、以上でございます。

よろしく御質疑を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 9ページ、10ページになりますけれども、起債の関係でございます。

まず、小学校空調の関係、それから、認定こども園、それから保育園放課後児童の関係、それぞれ起債を起しておりますけれども、まず、これらの三つの事業それぞれ、起債の充当率が幾らなのか。それと償還分の交付税の算入率。いつから何年間で償還するのか、この3点について、それぞれ3事業の起債について、お願いいたします。

○議長（木下 敏） 行財政改革担当統括監兼財務課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄） まず、起債の充当率につきましては、まず、児童福祉事業債のほうから御説明します。

認定こども園整備費補助事業債につきましては、こちらは一般補助施設整備等事業債で、起債充当率は80%、交付税算入はありません。

次の保育所放課後児童施設整備費補助事業債につきましては、こちらにつきましては、社会福祉施設整備事業債、起債充当率は80%、交付税算入はございません。

次に、小学校空調設備整備事業債ですけれども、資料を出しますので、3分程度休憩してください。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

20分、再開します。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第35号令和6年度七飯町一般会計補正予算（第2号）について、田村敏郎議員の質問に対する答弁より入ります。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄） 大変貴重な時間を費やしてしまいましてすみませんでした。

それでは、質問にお答えいたしますけれども、学校の今回、小学校空調設備整備事業債につきましては、こちらは学校教育施設整備事業債という起債の事業になりまして、こちらにつきましては、義務教育小学校の大規模改造事業という起債事業になりまして、起債の充当率につきましては75%。これに対しまして、補助対象事業債の起債については、交付税算入が30%になります。

また、三つの今回の起債の事業ですけれども、起債に対する借入期間ですけれども、起債の限度額の表面に書いてありますとおり、借入の相手先があるものですから、条件によりまして、何年にするかというのは借入先との協議になりますけれども、基本的に、学校のエアコン設備整備の場合につきましては、耐用年数に合わせた程度の15年程度と考えておりまして、下の社会福祉法人に対する建設補助金につきましては交付税算入がないものですから、10年程度での償還を考えております。こちらはあくまでも起債の相手と交渉して決めるという内容になりますので、その旨、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 保育所の方はちょっと聞こえなかったのですけれども。

それから、もう1点は、償還開始はいつからという部分もお聞きしたいと思います。

○議長（木下 敏） 行財政改革担当統括監兼財務課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄） 児童福祉債の2点のほうにつきましては、まず、認定こども園のほうにつきましては、これは普通の起債事業になりますけれども、一般補助施設整備等事業債、起債充当率は80%、交付税算入はありません。

その下の保育所放課後児童施設につきましては、社会福祉施設整備事業債で、起債充当率は80%、交付税算入はありません。こちらのほうにつきましては、償還開始になりますけれども、いつからというわけではなくて、期間で申しますと、先ほど償還期間が10年と申しますけれども、こちらは、起債の相手方との協議によりまして、据置期間を何年設けるかという形になりますけれども、1年もしくは2年という形になりまして、令和6年度と申しますか、令和7年度に発行した場合につきましては、令和8年度もしくは令和9年度から償還が開始されるものとなります。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

中川友規議員。

○9番（中川友規） まず、一般の12ページの地域防犯の180万円だったのですけれども、上回ったという説明だったのですけれども、上回った原因というか、単純に電気代が上がったのか、街灯がたくさん増えたということなのか、上回った原因というのは何だったのかということと。

あと、一般の14ページの農業委員会費、目標地図作成業務委託料で306万7,000円というのがあるのですけれども、これは、地域計画の策定の関係で、一般の10ページにもありますけれども、地域計画策定推進緊急対策事業補助金ということで来ていると思うのですけれども、地域計画の中で目標地図を作成していくのは分かるのですけれども、3月にもアンケート調査だとかというのをやっていたと思うのですけれども、アンケートの回収率とか、たくさん回収できたのかということと。

あとは、地域計画自体が、3月の時点でも近隣市町村とスピード感がちょっと違うのではないかなということもあったと思うのですけれども、現状の近隣市町村と比較して、七飯町の進捗状況というのは、遅れているわけではないのかどうかということと。

それとあと、一般の16ページ、学校のエアコン関係、空調設備で3,738万9,000円ということですが、今回は藤城からということ

だったのですけれども、実際、保護者の方だとかは気にしていますので、一体いつからうちの学校がつくのかということのはっきりしていない。町のほうでは一生懸命、早くやってくれようとしているのは分かるのですけれども、なかなかそこは、いろんな工事の問題というものでスムーズにいかないというのも理解はできるのですけれども、町民の保護者なんかは、猛暑が続いて、例えば今年つかない学校に対しては、何とかこういう対応をしてやっていくというのを、もう少しあったほうがいいのかなど。予算から外れてしまうかもしれないけれども、とりあえず小学校の空調のスケジュール的なものを明確にお知らせ願いたい。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（福川晃也） 一般の12ページにございます地域防犯灯対策費の街灯維持費の助成金の増額補正なのですが、こちらは、電力会社のほうから、昨年6月1日からの電気料金の値上げというような形で値上げがなされておまして、特に街灯に関する電気料については4割に迫る増額となってございまして、それに見合い分の増額補正でございまして、

以上です。

○議長（木下 敏） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（赤石 旭） 農業委員会費の目標地図作成業務委託料の306万7,000円の歳入及び歳出の補正になりますが、中川議員がおっしゃるとおり、地域計画に関する補正予算となっております。地域計画を令和7年3月末日まで策定、公表することとなっております。農業委員会の業務であります目標地図の作成が必要であり、補正するものであります。

アンケートの回収率でございまして、対象者約1,400件に対し1,000件程度のアンケート回収で、約72%の回収率となっております。

近隣市町村とのスケジュール感ということなのですが、大体同じくらいの感じで進んでいるのかと思うのですけれども、はっきりしたことはちょっと分かりませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（磯場嘉和） それでは、学校のエアコンのスケジュールの関係について御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げます藤城小学校につきましては、令和6年度中の完成を目指しておりますので、今シーズンは間に合わないのですけれども、来シーズンからは間違いなく使えるという形になってございます。

また、大中山中を除く学校について、今、9月の補正を目指して、今、設計をたたいているところでございまして、ここの工事が順調に行けば、令和7年の夏休み明けには完成するように、それを目標として、スケジュールを進めているところでございますので、御理解いただきたいと思いません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○9番（中川友規） エアコンに関しては、一生懸命取り組んでいるとは思いますが、令和7年の夏休み明けということだと、令和7年も暑い中、過ごした後につくということになるので、実際稼働するのは令和8年の夏から、要は猛暑があるときの夏休み明け、8月は間に合うということですね。令和7年の8月には間に合うということです。猛暑ですから、8月の明けたときからは使える状態になるということですね。分かりました。

あと、農業委員会のほうですけれども、予算委員会のほうでもちょっとお話をさせていただいたのですが、七飯町の農業のこの先、将来に関わる重大なものですから、国から地域計画を策定してということで、国の予算が来てやっているのは分かるのですが、地場の農家だとか、農業関係者の方々としっかりやっただ中で進めていかないと大変だと思うので、そこら辺をちゃんと連携取ってうまくやっつけていっているのかどうか。

○議長（木下 敏） 理事者に申し上げますけれども、本会議中ですので、質問者への発言というのは好ましくないの、くれぐれも注意するようにしてください。

それでは、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（赤石 旭） 中川議員おしゃるとおり、七飯町に対して農業というのは大変大事なものとなっております。地域計画にしましては、目標地図を作成の後、地域との協議の場を設けながら、地域計画作成に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、御理解よろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。
これより、採決を行います。

議案第35号令和6年度七飯町一般会計補正予算（第2号）を原案の可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第36号 令和6年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（木下 敏） 日程第9 議案第36号令和6年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、議案第36号令和6年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算の概要ですが、現在、お客様に御利用いただいておりますクレジット支払いについて、指定受託納付者の都合による事業の撤退に伴い、受託者の変更に係る契約等の事務手続に要する費用の増額をお願いするものでございます。

また、道道大野大中山線改良工事の増嵩に伴う支障下水道管の移設に関する収入と支出の補正についてもお願いするものでございます。

また、クレジット収納に関するシステム改修に要する期間により、債務負担の設定についてもお願いするものとなっております。

それでは、お手元にご覧いただけます。

議案の第1条は、令和6年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）を次のとおりとする総則でございます。

次の第2条は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の支出総額について、1款下水道事業費用の既決予定額を23万7,000円増額し、総額を7億9,400万8,000円とすることをお願いするものでございます。

次の第3条は、予算第4条に定めました資本的収入及び支出について、本文括弧書き中を議案に記載のとおりの内容に改め、資本的収入の収入総額について、1款資本的収入の既決予定額を209万円増額し、総額を1億7,638万3,000円とすること。また、資本的支出の支出総額についても、1款資本的支出の既決予定額に235万9,000円を増額し、総額を3億3,291万9,000円とすることをお願いするものでございます。

次のページにございます第4条は、予算第5条に定めました債務負担行為について、冒頭の概要で説明しましたとおり、下水道料金システムの改修委託料の事項に対し、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を99万8,000円と設定させていただくことをお願いするものでございます。

それでは、収益的収入及び支出のほうから御説明申し上げます。お手元の資料、下水4ページをお開きください。

1款下水道事業費用1項業務費は23万7,000円の増額で、内訳は、17節手数料で、指定受託納付者の変更に係る契約等の事務手続に要する経費の増額分をお願いするものでございます。

なお、3条の支出に関する補正分につきまして、留保資金で対応するため、収入の補正は行いません。

次に、資本的収入及び支出の、支出の説明となります。お手元の資料、下水6ページをお開きください。

1款資本的支出1項建設改良費2目管渠整備費は235万9,000円の増額で、内訳は、71節施設改良費、道道大野大中山線改良工事の増嵩に伴う支障下水道管の移設工事費の増額。

次に、資本的収入及び支出の収入の説明となりますので、お手元の資料、下水5ページへお戻りください。

1款資本的収入4項負担金等2目個人、施工収入は209万円の増額で、内訳は1節工事補償金で、前段で御説明申し上げました道道移設工事に伴う管渠整備費に対する移設補償金の増額をお願いするものとなっております。

以上、御説明申し上げました内容について、よろしく御審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

提案説明は、以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第36号令和6年度七飯町下水道事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第37号 令和6年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（木下 敏） 日程第10 議案第37号令和6年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、議案第37号令和6年度七飯町水道事業会計補正予算

(第1号)について、提案説明を申し上げます。

このたびの補正予算の概要ですが、御議決いただきました議案第17号七飯町水道事業給水条例の一部改正に関する所要の料金システムの改修並びに利用者周知に要する費用の増額のほか、現在、お客様に御利用いただいておりますクレジット支払いに関し、指定受託納付者の都合による事業撤退に伴う受託者の変更に係る契約等の事務手続に要する予算の補正について提案するものでございます。

また、料金改定並びにクレジット収納のシステム改修に要する期間等により、債務負担の設定もお願いするものとなっております。

それでは、お手元でございます資料。

議案の第1条は、令和6年度七飯町水道事業会計補正予算(第1号)を次のとおりとする総則でございます。

次の第2条は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の支出総額について、1款水道事業費用の既決予定額に113万1,000円を追加し、総額を4億5,928万4,000円とすることをお願いするものでございます。

次の第3条は、予算第5条に定めました債務負担行為について、冒頭の概要で説明しましたとおり、水道料金システム改修委託料の事項に対し、期間を令和6年度から令和7年度、限度額を131万3,000円とすることを、また、水道料金システムの改修委託料の水道料金改定分の事項に対しても、期間を令和6年度から令和7年度、限度額を53万3,000円とすることを設定させていただくことについてお願いするものでございます。

それでは、収益的支出について御説明申し上げます。お手元の資料、水道3ページをお開きください。

1款水道事業費用1項営業費用4目業務費は113万1,000円の増額で、内訳は、16節委託料、合計81万9,000円の増額となります。内訳の詳細につきましては、水道料金システム改修委託料の水道料金に改定に伴うシステム改修費として53万3,000円を、水道料金改定案内業務委託料としまして、水道料金の改定周知

のチラシ等の配布に要する業務委託料28万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、17節手数料は、指定受託納付者の変更に伴う事務的に要する経費の増額分をお願いするものとなっております。

なお、3条の支出に要する収入の補正については、留保資金で対応させていただくため、その分の収入はございません。

以上、御説明申し上げました内容につきまして、よろしく御審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

提案説明は、以上でございます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許しません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第37号令和6年度七飯町水道事業会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11

報告第3号 令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算不認定の議決を踏まえた措置の報告について

○議長(木下 敏) 日程第11 報告第3号令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算不認定の議決を踏まえた措置の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監(行財政改革担当)兼財政課長(青山栄久雄) それでは、報告第3号令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算不認定の議決を踏まえた措置の報告について。

当該議決を踏まえ、必要と認める措置を講じましたので、地方自治法第233条第7項の規定に基づき、別紙のとおり、これを議会に報告するものでございます。

次のページで、報告の1、決算の不認定の経緯から順に読み上げて、御報告いたします。

報告1、決算の不認定の経緯。

令和5年第3回七飯町議会定例会に、「認定第1号 令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について」を監査委員の意見をつけて提出し、議会の認定を求めたところ、賛成少数で否決（不認定）とされました。

報告2、不認定となった日は、令和5年第3回七飯町議会定例会の最終日に当たる令和5年9月22日でございます。

報告3、不認定の理由については、令和5年第3回七飯町議会定例会に提出された（「令和4年度決算審査特別委員会報告書」）に、令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算を不認定とする内容が報告されておりますので、その内容を読み上げて、不認定の理由といたします。

（1）道の駅なないろ・ななえの合併処理浄化槽から排出される水のBODと透視度に関しては排出基準を一度もクリアしていない。BODの処理目標水質は1リットル当たり20ミリグラム以下と定められているが、道の駅開業の平成30年度より5年間、一度も排出基準をクリアしておらず、特に、平成30年度と令和3年度は、BOD基準値に関しては8倍以上という異常値を出しているが、管理責任者の町が有効な改善策を取らなかったことは重大な法令違反であると認識している。この間、町は改善策として、汚泥引き抜きと張り水行為をしてきたが、排出基準は一向に改善されていない。今後の対策として、道の駅浄化槽適正化調査業務委託を行う考えを町長総括質問への回答で打ち出してきたが、一般会計決算審査に関しては不認定を表明する。

また、今回の決算審査による要求資料の提出において、浄化槽法による法定検査結果の数値が、いずれも基準をクリアしていないことが判明した。町長においても、BOD基準値をクリアしていないことを初めて知ったと答弁があったが、施

設管理者で予算執行者である町ではこの事実を把握していた。議会から指摘がなかったら、この問題は改善されなかったと認識されることから、不認定を表明する。

（2）町は活力のある町づくり推進助成金として165万6,257円を助成しているが、その一部はフリーペーパーとして発行され、神社開催事業をPRする内容であった。これは政教分離の原則に反する恐れがあることから、今回の一般会計の決算に関しては不認定を表明する。

次のページで、報告4。

不認定の議決を踏まえ、町が講じた措置として、前記3の不認定となった事実を是正するため、町では、次の措置を講じましたので、読み上げて御報告いたします。

（1）道の駅なないろ・ななえの合併処理浄化槽について。

ア、令和5年第3回七飯町議会定例会での令和5年度七飯町一般会計補正予算（第6号）の議決後、令和5年10月12日から令和6年3月31日までを契約期間とする「道の駅浄化槽適正化調査業務」を締結し、既存浄化槽の施設利用状況による汚水の水質・水量調査及び現況に合わせた適正な能力の浄化槽の算出、改善を目的に調査検討を開始しました。

イ、令和5年11月20日に開催された議員全員協議会において、上記課の委託業務である「道の駅浄化槽適正化調査業務報告書」を議会に提出し、浄化槽処理前の水である浄化槽原水のBOD数値が高いこと、また、油分であるノルマルヘキサン抽出物質の数値も高いことを併せて報告しております。

ウ、調査報告書を踏まえ、合併処理浄化槽に影響を与えるノルマルヘキサン抽出物質の流入数値を改善するため、令和6年1月15日から同年3月20日までを工期とする「道の駅グリース阻集器設置工事請負契約」を締結し、同年3月20日に完成しております。

エ、令和6年4月15日に開催された議員全員協議会において、道の駅浄化槽対策に係る方法の検討結果、今後のスケジュール、浄化槽適正化工事完了までにおける処理水の対策、これら関連す

る補正予算の提案について情報提供を行っております。

オ、浄化槽適正化工事完了までにおける処理水対策として、令和6年4月25日から同年8月31日までを委託期間とする「道の駅浄化槽処理水最終処理業務」を同年4月25日付で、また、浄化槽適正化工事の実施設計として、令和6年5月1日から同年6月28日までを委託期間とする「道の駅浄化槽適正化工事実施設計業務」を同年4月30日付で締結しました。

今後、浄化槽適正化工事実施設計の委託業務の成果により、早期に道の駅浄化槽適正化工事に着手し、本年8月末までには適正化工事を完了させたいと考えておりますので、(1)の道の駅なないろ・ななえの合併処理浄化槽の件については、以上のおとりとなります。

次のページで、(2)の活力のある町づくり推進事業助成金について、町が講じた措置の内容を御報告いたします。

令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算が不認定となったその日の令和5年9月22日に助成金の交付要件等を定めた、七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成金交付申請手引書を改正しております。

改正の内容につきましては、アとして、助成の対象とならない「政治又は宗教布教を目的とする事業」に、「直接的に政治又は宗教布教を目的とする事業でない場合であっても、事業の実施場所及び周知内容から当該目的を連想させる可能性があるものを含む」を、3項助成対象事業の例外規定に追加しております。

次に、イとして、助成対象事業の実施における留意事項を新たに追加し、次の内容を明記しております。

(ア) 助成金を活用してチラシ、ポスター、新聞広告などを作成する場合は、必ず事前に町の職員の確認を受けること。対象外経費として行う広告物の作成であっても同様とする。

(イ) 町の確認を受けずに配布した場合は、助成金の決定を取り消す可能性があること。

(ウ) 提出した「まちづくり活動事業計画書」の内容に変更がある場合や事業の進捗状況に遅れ

がある場合は、町に相談し、必要な指示を受けること。

以上のおとり、七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成金の交付制度をより明確化し、対象外事業である政治又は宗教布教を目的とする事業、いわゆる政教分離の原則については、さらに厳格した交付申請手引書に改正することを御報告いたします。

以上で、令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえ、町が講じた措置の報告となりますが、町では、措置に示した内容について着実に実行するとともに、より一層適正な事務執行に努めてまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

日程第12

報告第4号 令和5年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について

○議長(木下 敏) 日程第12 報告第4号令和5年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長(笠原泰之) それでは、報告第4号令和5年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告いたします。

2ページの理事会議案第1号令和5年度事業報告についてを御覧ください。令和5年度に実施しました事業内容について、主なものを御説明いたします。

ページを開きまして、初めに、3ページの1、

国際交流に関する調査及び研究並びに人材の育成事業についてでございます。

1-1から1-5までの事業を行いました。

1-3の令和6年度韓国訪日団との国際交流に向けた協議調整につきましては、令和6年6月に、2年連続の誘致が決まったため、現地視察候補地である厚沢部町と受け入れ調整を行っております。

次に、2の国際交流を促進するための各種行事、研修並びに人物交流等の実施事業は、3ページから4ページでございます。

2-1から2-4までの事業を行っており、2-1、英会話教室の内容としては、一般住民や小学生対象のグローバル語学講座、キッズ英会話教室を実施しております。

次に、3、地域国際交流団体との連携、協力及び活動の振興事業でございます。

3-1の事業を行っており、日本国際語学アカデミー函館校との連携としては、スリランカ、モンゴルなどの数か国から留学生を引率して、インターアクティビティを実施しました。

次に、4、大沼国際セミナーハウス等の国際交流施設の広報宣伝活動及び学会研修会の誘致事業は、4ページから5ページとなっております。

4-1から4-6までの事業を行っており、4-2、文化芸術活動に向けた施設の誘致としては、ウェディングフォト撮影2回、コンサート2公演などを開催しております。

次に、5、大沼国際セミナーハウス等の管理及び運営の受託、その他委託を受けて行う事業でございます。

5-1から5-4までの事業を行っており、5-2、空いている研修室等の利活用を目的とした無料開放利用としては、それぞれの施設を学習、練習、休憩などに無料開放しております。

次に、6、自然観察会の実施、自然環境保護活動の指導者の育成等の自然環境保護活動の企画、実施並びに推進は、5ページから6ページとなっております。

6-1から6-3までの事業を行っており、6-1、保育園の活動との連携では、大沼保育園と藤城保育園の園児を対象に、大沼公園周辺や森

林公園で自然保護観察員による自然環境学習を開催しております。

次に、7、その他この法人の目的を達するために必要な事業は6ページでございます。

7-1から7-3までの事業を行っており、7-1、各種施設及び公園内の管理として、ボランティアの協力を得ながら、樹木の冬囲いや散策路、遊歩道の点検、害虫駆除など、1年を通した管理を行っております。

また、賛助会員につきましては、令和6年3月末現在で個人会員が236名、団体会員が72団体でございます。

8には、理事会評議委員会の開催実績を記載しております。

続きまして、7ページの令和5年度の利用状況でございます。年間の利用件数は237件で、前年度に比べ3件増、利用者総数は8,899人で、前年度に比べ2,542人の増で、利用者総数に関しては、各種事業の再開などにより、利用状況は徐々にございますが、回復傾向にあるところでございます。各月、各室ごとの詳細は資料を御覧いただきたいと思っております。

事業の報告は以上でございます。

続きまして、理事会議案第2号令和5年度決算報告についてを御覧ください。

初めに、9ページの令和5年度収支決算書について御説明いたします。

まず、収入の部でございますが、収入額を御覧いただきたいと思っております。基本財産運用が445万8,446円、団体及び個人会員の会費が181万5,000円、実施事業が211万9,265円、施設管理委託事業が3,157万1,000円、施設運用事業が134万4,870円、受取利息が1,309円、雑収入が14万6,794円でございます。収入の内容につきましては、備考欄を御覧いただきたいと思っております。

当期収入合計が4,145万6,684円、前期繰越収支差額が637万9,674円、収入合計は4,783万6,358円でございます。

次に、10ページの支出の部でございます。支出額を御覧ください。実施事業費の計が178万5,360円、施設管理委託事業費の計が3,81

0万6,375円、管理費の計が345万8,320円、退職給与引当預金が71万1,000円、以上の支出合計額が4,406万1,065円となり、当期収支差額がマイナス264万4,371円、次期繰越収支差額は377万5,303円でございます。

次に、11ページの令和5年正味財産増減計算書でございます。

当年度をご覧ください。Ⅰの一般正味財産増減の部、下段のⅠの一般正味財産期末残高が390万2,011円、Ⅱの指定正味財産増減の部、これは基本財産に当たりますが、資本正味財産期末残高として3億6,381万円、Ⅲの正味財産期末残高の部、Ⅳの正味財産期末残高が3億6,771万2,011円となっております。

次に、12ページの令和5年貸借対照表でございます。当年度を御覧ください。

Ⅰの資産の部、Aの流動資産合計額、Bの基本財産合計、Cの特定資産合計額、Dのその他固定資産合計を合わせたFの資産合計額は3億8,395万5,731円でございます。

次に、Ⅱの負債の部で、Gの流動負債合計75万8,290円とHの固定負債合計1,584万5,430円を合わせたⅡの負債合計は1,624万3,720円でございます。

次に、Ⅲの正味財産の部で、Jの指定正味財産3億6,381万円と、Kの一般正味財産390万2,011円を合わせたⅢの正味財産合計額は3億6,771万2,011円となり、Mの負債及び正味財産合計額は3億8,395万5,731円となっております。

次に、13ページでございますが、令和5年の財産目録となっております。貸借対照表の科目別内訳となっておりますので御覧いただきたいと思っております。

次に、14ページの令和5年度計算書に対する注記でございますが、1の重要な会計方針として、引当金の計上基準につきましては、期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上しております。また、資金の範囲につきましては、現金、預金、預かり金を含めております。

2の基本財産の増減及び残高ですが、期末残高

は3億7,929万5,430円でございます。

3の次期繰越金収支差額につきましては、前期末残高が637万9,674円、当期末残高が377万5,303円でございます。

次に、15ページの4の収支計算書の流用費は、記載のとおりとなっております。

5の固定資産の取得額、減価償却累計額及び当期残高ですが、取得価格が36万4,100円、当期償却額が8万4,471円、当期末残高は12万6,708円でございます。

最後になりますが、16ページが監査結果となっております。

以上、報告第4号令和5年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告については、以上となっております。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 事業実施内容のことでお尋ねいたします。

5-4、伐採枝木の有効利用というのがあって、まきやチップに加工し、公園利用者に提供し、有効利用したという文章があります。

それで、9ページの収支計算書の中で、まき代が1万1,500円、金額は小さいのですが、管理伐採林を切っていると、それをどこかに売って1万1,500円、これは利用者に売ったのかどうなのか。誰がどういう計画に基づいて切って、こういう結果になったのかという細かいところの説明をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

1時再開いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

報告第4号令和5年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について。

平松俊一議員の質問に対する答弁より入ります。

政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之） それでは、質問にお答えしてまいります。

5-4の伐採枝木の有効利用という部分についてでございますが、令和5年度の内容につきましては、森林公園内の倒木や落ち枝、切れ枝など、ある程度の大きさにそろえて、必要としている方にまき用として販売しているものであり、現存、生息している木を切っているものはございません。

令和5年度の収入内訳としましては、10キロ500円で23セットを販売し、1万1,500円となっているところでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） ありがとうございます。

これがいいとか悪いとかという話は別の次元になるかと思うのですけれども、お聞きしたかったのは、管理伐採林という言葉が書いてあります。管理伐採というのは、伐採を前提としている場所があるのかと思ったのです。

それであれば、何年前か、東京都の結構大きな公園の中を歩いていた方が、木が倒れて亡くなったということがあったのです。大沼公園の中でガイドに連れて人が歩いているときに、例えば、私から見れば、かなり危ないのです、木が混んでいて。木が混むということは、火山灰のところでは木がたくさん生えていると根がみんな浅いのです。だから、いつ倒れてもおかしくないような場所もあるのかなという気がするものですから、伐採を前提としては管理林というのがもしあるのであれば、きちんと伐採をし、伐採した木をちゃんと売って収入に充てるかね、そういう計画をきちんと立てたほうがいいのではないかと質問したのですけれども、もう一度、管理伐採林というところの説明をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之） 農林水産課のほうで、このエリアの危険木という観点から調査を行っておりまして、森林組合をお願いしているのですけれども、そういうところで、もし危険な、倒れそうな木だとか根腐れですとか、そういう木を伐採した際には、そういう処理の仕方もあると

考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

日程第13

報告第5号 令和5年度七飯町一般会計
繰越明許費繰越計算書について

○議長（木下 敏） 日程第13 報告第5号令和5年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財務課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財務課長（青山栄久雄） それでは、報告第5号令和5年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和5年度七飯町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の金額のうち、翌年度に繰り越した額を地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおりこれを議会に報告するものでございます。

次のページをお開き願います。

令和5年度七飯町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

このたびの繰越計算書については、令和5年度の予算において、年度内にその支出を終わらない見込みのある経費について、繰越明許費を設定し、事業の進捗等により、翌年度、令和6年度へ繰越す額が確定したことから、繰越計算書として調整したものでございます。

繰越明許事業として設定した13事業を、歳出の性質別経費等に振り分けて御説明いたしますと、普通建設事業費の補助事業として区分される、ナンバー1、戸籍情報システム等改修事業、ナンバー9、町営住宅老朽空き家除却工事の2事業は、合計で8,394万2,000円を翌年度に繰越し、その繰越額の財源内訳として、未収入特

定財源の国庫資金4,694万2,000円、地方債3,450万円、一般財源が250万円となります。

次に、同じく普通建設事業費の単独事業として区分されるナンバー5、大沼保育園学童保育施設移転用地増成工事、ナンバー8、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金、ナンバー10、空調設備設置工事实設計委託料、ナンバー12、文化センター大ホールつりもの制御盤等改修工事の4事業は、合計で5,277万2,000円を翌年度に繰越し、その繰越額の財源内訳として、未収入特定財源の道支出金593万5,000円、地方債750万円、一般財源が3,933万7,000円となります。

次に、国の補正予算等による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業となりますが、ナンバー2からナンバー4の低所得世帯支援給付金事業の非課税世帯分、均等割課税世帯分、子ども加算分、ナンバー6、子育て世帯支援給付金事業、ナンバー13、学校給食物価高騰支援補助金の5事業は、合計で1億9,506万5,000円を翌年度に繰越し、その繰越額の財源内訳として、未収入特定財源の国庫支出金1億9,256万7,000円、一般財源が249万8,000円となります。

最後に、その他事業としまして、ナンバー7、新型コロナウイルスワクチン接種事業、ナンバー11、社会教育施設整備基本構想、基本計画策定委託料の2事業は、合計で379万1,000円を翌年度に繰越し、その繰越額の財源内訳として、未収入特定財源の国庫支出金32万1,000円、一般財源が347万円となります。

繰越明許費繰越事業の総額となりますが、全13事業で総額3億3,557万円を令和6年度の一般会計へ繰越し、この事業に充てる一般財源として、総額4,780万5,000円を繰越明許費繰越金として、翌年度に繰越すものでございます。

なお、設定金額と翌年度繰越額の差額は、事業の進捗等による経費の減額分となりますので、御理解願います。

以上で、令和5年度七飯町一般会計繰越明許費

繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

田村敏郎議員。

○7番（田村敏郎） 1点、12番ですけれども、文化センターの大ホール、繰越明許の理由は何なのでしょうか。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（花巻 亘） つりもの類なのですけれども、通常であれば年度内に発注した部品が入ってくるはずなのですけれども、世界的な半導体不足によりまして、発注してから受注生産するものですから、納期が年度内に間に合わなくて、工事自体を翌年度に繰り越したという理由でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

日程第14

報告第6号 令和5年度七飯町水道事業 会計継続費繰越計算書について

○議長（木下 敏） 日程第14 報告第6号令和5年度七飯町水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、報告第6号令和5年度七飯町水道事業会計継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第3項等の規定に基づき、令和5年度七飯町水道事業会計継続費のうち、翌年度に繰り越した額を議会に報告するものでございます。

議案の次のページを御参照ください。

七飯町公営企業管理者より、令和6年5月31日、七飯町水道事業会計継続費のうち、翌年度に繰り越した額について、七飯町長へ報告済みと

なっております。

次のページをお開きください。

A4横の計算書は、地方公営企業法施行令第19条の規定に基づき、令和5年度七飯町水道事業会計継続費繰越計算書の詳細についてでございます。

内容につきましては、令和5年度継続費、予算の建設改良費について、その一部を令和6年度に逐次繰越しし、予算を執行するものとなっております。

その内容は、七飯地区大中山系統水道施設耐震委託の業務のうち、予算計上額96万1,000円及び七飯地区第1水源導水管布設替基本設計ほか委託業務のうち、予算計上額67万7,000円について、支払義務発生額がなく、それぞれ翌年度に逐次繰越しを行っております。

以上、令和5年度七飯町水道事業会計継続費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

日程第15

報告第7号 令和5年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（木下 敏） 日程第15 報告第7号令和5年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、報告第7号令和5年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書について御明申し上げます。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和5年度七飯町下水道事業会計の建設改良費のうち、翌年度に繰越した額を議会に報告するものでございます。

次のページをご参照願います。

七飯町公営企業管理者より、令和6年5月31

日に、七飯町下水道事業会計建設改良費のうち、翌年度へ繰り越した額について、七飯町長へ報告済みとなっております。

次のページを開きください。A4横の計算書を御覧願います。

地方公営企業法施行令第19条の規定により、令和5年度七飯町下水道事業会計の予算繰越計算書の詳細についてとなっております。

内容につきましては、令和5年度予算の建設改良費について、その一部を令和6年度に通常繰越しし、予算執行するものとなっております。

その内容は、北海道が事業を実施する函館湾流域下水道整備事業の繰越しに伴う七飯町負担分の支払い義務が発生しない分についての繰越しとなっております。

詳細な内容につきましては、1款資本的支出1項建設改良費、流域下水道整備事業負担金、翌年度繰越額は1,736万2,439円となっております。

なお、説明の補足となりますが、繰越しを行う詳細な理由につきましては、事業主体への北海道より設計に関する諸条件に関し、入札不調の結果を踏まえて設計を見直したためとの報告を受けてございます。

次に、その下の下段の表の内容につきまして、御説明申し上げます。こちらも令和5年度予算の建設改良費について、その一部を令和6年度に事故繰越し、予算執行するものとなっております。

その内容は、北海道が事業実施する函館湾流域下水道整備事業の事故繰越しに伴う七飯町負担分の支払い義務が発生しない分についての繰越しとなっております。

詳細な内容につきましては、1款資本的支出1項建設改良費、流域下水道整備事業負担金、翌年度繰越額157万5,000円となっております。

なお、説明の補足となりますが、繰越しを行う詳細な理由につきましては、事業主体の北海道より、資材の入手難に関し、部品の需要逼迫による納期遅延により、特注品の納期に著しい遅れが発生し、年度内の工事完成が困難となったためと

の報告を受けてございます。

以上、令和5年度七飯町下水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件については報告済みといたします。

日程第16

発議案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

○議長（木下 敏） 日程第16 発議案第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

川上弘一議員。

○5番（川上弘一） それでは、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書につきまして、読み上げまして、提案説明に代えさせていただきます。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和6年6月3日。七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、川上弘一。賛成者、稲垣明美議員、江口勝幸議員、池田誠悦議員、平松俊一議員、澤出明宏議員、神崎和枝議員。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後

の着実な植林による森林の若返りや、長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っております。

本町を初め、道内各地では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や地産事業など国の事業を活用し、植林、間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記。

1、地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を促進するため、生長が早く形質優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工、流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

北海道七飯町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、総務大臣殿、文部科学大臣殿、農林水産大臣殿、経済産業大臣殿、国土交通大臣殿、環境大臣殿、復興大臣殿。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第4号ゼロカーボン北海道の実現にする森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第17

発議案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

○議長(木下 敏) 日程第17 発議案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

上野武彦議員。

○11番(上野武彦) それでは、提案させていただきます。

発議案第5号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年6月3日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、上野武彦。

賛成者、七飯町議会議員、澤出明宏、七飯町議会議員、青山金助、七飯町議会議員、平松俊一、七飯町議会議員、田村敏郎、七飯町議会議員、川上弘一、七飯町議会議員、江口勝幸。

それでは、読み上げて提案させていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には、同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在93か国が署名し、70か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の落印」を押ししました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任をも明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば破滅し、悲惨な結果になる」と、核兵器による威嚇を行いました。その後も繰り返し、核使用の脅迫を行いながら侵略を続けています。また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドを行っているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言しました。これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

今こそ広島長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。その証として、核兵器禁止条約に参加、署名、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

北海道七飯町議会。

提出先、内閣総理大臣殿、外務大臣殿。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第5号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第18

発議案第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書

○議長（木下 敏） 日程第18 発議案第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

川上弘一議員。

○13番（川上弘一） それでは、地方財政の充実・強化に関する意見書につきまして、読み上げまして提案説明に代えさせていただきます。

標記の意見書を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和6年6月3日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、川上弘一。

賛成者、七飯町議会議員、稲垣明美議員、江口勝幸議員、神崎和枝議員、澤出明宏議員、上野武彦議員。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

地方公共団体の現状は、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少化における地域活性化対策はもとより、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり、新たな

役割が求められております。

加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や、多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人材は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しております。

政府は、これまで骨太方針2021に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。

しかし、増大する行政需要、また、中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには、今後は、より一層積極的な財源確保が求められております。このため、2025年度政府予算、また、地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步を踏み出した地方財源を実現するよう、以下の事項を求めます。

記。

1、社会保障の充実、地域活性化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行水準以上の、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。

また、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源として、より明確に位置づけること。

5、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出い

たします。

北海道七飯町議会。

提出先、内閣総理大臣殿、財務大臣殿、総務大臣殿、厚生労働大臣殿、デジタル大臣殿、内閣特命担当大臣（経済財政政策）殿、内閣府特命担当大臣（地方創生）殿。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第6号地方財政の充実・強化に関する意見書を意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第19

議員の派遣について

○議長（木下 敏） 日程第19 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、閉会中において、緊急を要する場合にあっては、派遣の目的、場所、期間等について、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、議長に一任することに決定いたしました。

日程第20

閉会中の継続調査の申出について

○議長（木下 敏） 日程第20 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員長から、目下、委員会で調査中の特定の案件について、調査が不十分で、終了していないため、会議規則第74条の規定により、継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長申出のとおり、これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申出のとおり、閉会中の継続調査を許可することに決定いたしました。

日程第21

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下 敏） 日程第21 閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、特定の案件について、閉会中に委員会活動を行いたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会申出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、委員会申出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本定例会に付議された全て案件の審議は終了いたしました。

よって、令和6年第2回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時31分 閉会

